

緑の地球

106

Vol. 23-3



公益財団法人
国際緑化推進センター

日中民間緑化協力委員会第14回会合が開催

日中民間緑化協力委員会の第14回会合が、7月2日、東京で開催され、日本側は外務省と林野庁から、中国側は国家林業局と外交部からそれぞれ担当官が出席した。

同委員会は、中国における緑化協

力を行う日本の民間団体等を支援するため、日中両国政府が公文を交換して1997年に設立され、以来毎年開催されている。委員会が支援する植林事業には、これまで日本側より72の民間団体が携わり、中国側よ

り関係省庁および29の自治体における多数の住民が参加して実施されてきた。

今回の会合では、前年度に実施した植林事業（79件、4874株）のレビューと本年度の植林事業の実施

方針について意見交換が行われ、着実に成果が積み重ねられていることを確認するとともに、今後、砂漠化・黄砂対策により重点化を図りつつ効果的にプロジェクトを実施していくことで日中双方が一致した。

国際セミナー「森林の公益的機能の発揮に向けた取組」が開催

林野庁の主催で国際セミナー「森林の公益的機能の発揮に向けた取組」が9月12日、国立京都国際会館で開催され、約150名が参加した。

このセミナーは、今年4月に開催された国連森林フォーラムにおいて水土保全機能など多様な森林の価値

をどのように評価し、どのように森林保全に活かしていくかが課題とされたのを受けて開かれたもの。FAOの世界森林資源評価（FRA2015）においても、森林の公益的機能について詳細なデータを集積し、各国取組の分析が行われることになっている。

セミナーでは、FAO担当官からFRA2015の取りまとめを通じた最新の世界の森林資源の動向について紹介されるとともに、国内ほかニユージーランド、オーストラリアから招かれた講師により、森林の公益的機能の評価と分析に関する取組や

機能の発揮・増進に向けた取組などについて発表された。最後に、「森林の公益的機能の評価とその発揮・最大化のための手法・取組」をテーマに討論が行われ、公益的機能評価のための方法論や機能の優先度の多様性、普及等について話し合われた。

住友林業とJICAが連携し、ベトナムでREDD+実証活動

住友林業（本社東京）とJICAは8月、ベトナムにおけるREDD+実証活動に関して連携協定を締結し、同国北西部のディエンビエン省で2015年8月まで2年間実施する活動を開始した。民間企業とJICAの連携によるREDD+実証活動は、初の試み。REDD+については現在、国連で、

途上国のREDD+活動により排出が抑制されたCO₂相当量に対し、経済的なインセンティブを与える方向で議論が進んでおり、本格的制度導入に先立って実証活動を実施することで、REDD+の取組の加速・拡大を目指す。ディエンビエン省はベトナムで最も貧しい地域の一つで、農地拡大や野焼

などにより森林減少が進行している。実証活動では、森林保全、植林、果樹・野菜栽培、家畜の飼育など、住民参加による総合的な取組を支援し、これらのREDD+活動をモニタリングすることにより気候変動緩和策としての効果を農村レベルで実証する。同地域で2010年から持続可能

な森林管理に関する技術協力プロジェクト等を実施してきているJICAと、2011年から二国間クレジット制度構築についての実現可能性調査を行ってきた住友林業の双方が互いのノウハウを共有し連携して取り組むことで、より効果的な活動へとつながることが期待されている。

ITTOが年次報告書2012を発行

国際熱帯木材機関（ITTO）は9月、年次報告書2012（日・英・仏・西）を発行した。2012年度の活動報告書である本書は、国際熱帯木材協定2006（ITTA2

006）発効後の今後数年間の活動方針の決定、ITTOテーマ別プログラムの実施や評価、各種研修・出版、共催イベントなど年間を通じてITTOが実施した重要な活動の詳細

細が報告されている。左記URLからダウンロード可能。
<http://www.itto.int/ja/annual-report/>

ITTOはこの他、熱帯木材に関する最新の統計を含む「世界の木材

状況に関する年次評価報告書2012（Annual Review and Assessment of the World Timber Situation 2012）（英・仏・西のみ）を8月に発行している。
<http://www.itto.int/ja/annual-review/>

グローバルフェスタJAPAN'13、10月5・6日に日比谷公園で開催

毎年、国際協力の日（10月6日）を中心とした時期に開催されるグローバルフェスタJAPANが、今年も東京・日比谷公園で10月5日・6日に開かれる。一般市民に国際協力の現状や必要性について理解と認識を深めてもらうことを目的に、多様なプログラムで実施される。

今回のフェスタには、国際協力活

動に関わるNGOをはじめ企業、民間団体、政府、途上国大使館など合わせて約250団体に参加し、七つのゾーンに分かれた出展エリアで、ブース展示などを通じてそれぞれの取組や活動を紹介する。

一方、メインステージでは、国際協力に関するトークショーやドキュメンタリー映画の上映、コンサート

などが繰り広げられる。また、屋外テントのほか日比谷図書文化会館を会場に開かれるワークショップでは、NGOや企業による安全な水や児童労働、フェアトレードなど様々な取組に関する報告のほか、国際機関による国連ボランティアの応募方法の紹介など国際協力キャリアを志す人たちにに向けた情報提供などが行われ

緑の募金事業、海外緑化では44件を助成

「緑の募金」運営団体の国土緑化推進機構は、寄せられた募金をもとに、緑のボランティア団体等の国内外での森林づくり事業を支援する緑の募金・中央事業について、平成25年度は207件への助成（交付総額2億50万円）を決めた。

このうち海外緑化は44件（総額6100万円）で、アジア（37カ国）、アフリカ（5カ国）、南米（1カ国）、オセアニア（1カ国）を舞台に、それぞれ砂漠化防止、水流出防止、薪炭林造成、水源涵養林整備、生態系保全、モデル里山づくり、マング

ロープ植林、学校林造成、苗畑整備、アグロフォレストリー、村落林業の推進などを目的として実施される。国別でみた事業地は、中国（12件）、フィリピン（6件）、インドネシア（4件）、モンゴル（3件）などが上位に並んでいる。

●106号—目次—

国際緑化ニュース	1
第2回APEC林業担当大臣会合の結果概要	3
熱帯林管理における「村人の権利」という視点	5
プロジェクト追跡〈(特活)イカオ・アコ：フィリピン・ネグロス島で森林再生事業〉	7
センターの活動／基金へのご協力	9

閣僚宣言「クスコ声明」を採択

林野庁海外林業協力室 課長補佐 服部浩治

2013年8月14日から15日までクスコ（ペルー）において、「第2回APEC林業担当大臣会合」が開催され、「クスコ声明」が採択されました。会合には、APEC（アジア太平洋経済協力）の18の国・地域（エコノミー）に加え、国連食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（ITTO）などの国際機関、ザ・ネイチャー・コンサーバション（TNC）などのNGO等約100名が出席しました。我が国からは林野庁の本郷浩二森林整備部長のほか担当者が出席しました。

1. 会合開催の経緯

2007年のAPECシドニー首脳宣言において、気候変動へ対処する観点から、2020年までに域内の森林面積を少なくとも2000万 km^2 増加させるという願望としての

「林業目標」が合意されました。この林業目標の進捗をフォローアップするため、中国の提案により2011年9月、北京において第1回APEC林業担当大臣会合が開催されました。今回は、ペルーの提案により首都リマから南西に約600キロ離れたクスコの地において第2回目の林業担当大臣会合が開催されました。

2. 各エコノミーからの声明発表

ブルネイ、香港、ニュージーランドを除く18のエコノミーから本大臣会合における声明が読み上げられました。その中で各エコノミーの森林・林業の状況が紹介され、また政策を推進する上での課題と現在の取組について紹介がありました。特に、違法伐採対策に関して、豪州、インドネシア、フィリピン、米国などが

らは法律の整備について、フィリピンからは法執行の強化について、マレーシア、パプアニューギニア等からは森林認証制度の進展や木材追跡技術の開発についての説明がありました。また、我が国やカナダからは、グリーン成長に貢献する林業・木材産業分野の具体的な取組について説明しました。ロシアは、国際協力的な取組については持続可能な森林経営の実現は困難として協力の呼びかけを行い、韓国はアジア森林協力機関（AFFCO）の設立について紹介しました。ベトナムは、森林生態系サービスを利用して事業を行う水力発電、水供給、エコツーリズム等の事業者から森林を維持管理する地域社会に



林業担当大臣会合の様子

対して支払いを行うモデル制度の開始について説明しました。

3. 各セッションの議論の概要

セッション1では、「グリーン成長と生計のための森林経営」をテーマとし、将来の世界人口及び気象災害の増加に対応し、食料需要が増加すると見込まれる中、域内のグリー

ン成長と生計の向上のため、いかに持続可能な森林経営に取り組んでいくかについて議論が行われました。その中で、持続可能性の実現は一日では成らず時間がかかるが、林業以外の部門との連携を図り、貧困対策への貢献などGDPに現れない森林の価値について外部に訴求していくことが重要との認識を共有しました。

セッション2では、「アジア太平洋地域における持続可能な森林経営に対する脅威とチャレンジ」をテーマとし、ペルーにおける脅威として、採鉱、森林への移民の増加と違法な開発、砂漠化地域の拡大、林業の採算性の悪化等が紹介され、これらを克服するためのチャレンジとして情報技術の積極的な利用について説明があり、議論が行

われました。セッション3では、「持続可能な森林経営の推進に関連する法律、規制、その他の対策」をテーマに、米国、インドネシア、チリ、中国からそれぞれの国における森林減少の脅威（農畜産業開発、採鉱、違法伐採など）と具体的な取組（立法、二国間協議、法執行の強化、合法性証明制度の確立、林権制度（注）改革など）について紹介があり、またAPEC違法伐採専門家グループ（EGLIAT）の立ち上げと活動についての評価が行われました。

この他、民間部門との対話のセッションが設けられ、ペルーの林産企業からのCSR（企業の社会的責任）の取組についての発表など、企業・NGOから様々な取組の紹介や政府への提言が行われました。

（注）林権制度：林地の個人所有が認められていない中国において、一定期間、林地を利用することができる制度

4. クスコ声明

「クスコ声明」では、2020年までに域内で少なくとも2000万 km^2 の森林面積の増加を目標とした2007年APEC首脳宣言などを踏

まえ、森林が今後もグリーン成長と持続可能な発展に関係した課題に対処するために重要な役割を果たすことができるよう、各エコノミーが取り組むべき17の活動が特定されました（声明全文は左記URLを参照）。

http://www.apec.org/Meeting-Papers/Ministerial-Statements/Forestry/2013_forestry.aspx

5. おわりに

本大臣会合は、APECの「林業目標」のレビューのほか、各エコノミーと森林・林業の状況や関連する政策について全体会合及び二国間会合を通じて意見交換する機会として非常に有益であると考えられます。しかしながら今次会合では、大臣級の出席はホスト国のペルー及び台湾のみであり、実質的には事務レベルの会合となりました。今後、「大臣会合」として継続するためには、時宜を得た適切な議題の設定と、そこでの話し合いの成果をどの世界的な取組に反映させていくことを前提とするのかなど、より明確な開催目的が必要と考えられます。



会合終了後の記者会見の様子

セッション2では、「アジア太平洋地域における持続可能な森林経営に対する脅威とチャレンジ」をテーマとし、ペルーにおける脅威として、採鉱、森林への移民の増加と違法な開発、砂漠化地域の拡大、林業の採算性の悪化等が紹介され、これらを克服するためのチャレンジとして情報技術の積極的な利用について説明があり、議論が行

熱帯林管理における「村人の権利」という視点

国連インドネシアREDD+調整事務所（UNORCID）¹ 課題アドバイザーユニット長

久保英之

1. 「村人の権利」に関わる議論の活発化

昨今、熱帯林に関わる諸課題が気候変動の文脈で論じられる中で、森林の「保有権（tenure）」に関する議論が活発化している。それは、気候変動に関わる資金の受益者が、最終的には森林の所有者や管理者になると見込まれていることと深く関係している。

森林保有権に関する議論自体は目新しいことではない。熱帯諸国においては、法令上、大半の森林が国家管理下に置かれてきたが、現場の実態を見れば村人たちが慣習的に利用してきた森林である場合も少なくない。このため、実質的に村人が利用している森林について、彼らの利用権を法令の枠組みの中で位置づけるべく、村人の森林保有権を主張する議論が以前より行われてきた。熱帯林の持続的管理を実現するためには、森林に関する「村人の権利」を

2. 「村人の権利」とは

「村人の権利」を認めるべきという主張の中で最も重要な点は、森林産物を日々の暮らしの中で利用している村人が自分たちのルールに基づいて森林管理を行っていく、という考え方である。そこには、村人たちが利用している森林に対して国家・地方行政や周辺集落がこのような「村人の権利」を認めることで、当の村人たちが森林を持続的に利用していく可能性は高まるという仮説が付随する（多くの場合、この仮説が集落レベルでは成り立つことが様々な研究論文によって実証的に論じられている）。

ここでいう権利とは、法令上の権利に限らない。例えば、法令上、村人による森林利用が明示的に認められていなくとも、森林行政や自治体、企業、周辺村落が実質的にある集落ファイリピン、インド、メキシコなどで見られるようになってきた。その中心的な活動は、森林管理を担う村人たちの組織化と彼らに対する林業技術支援である。

熱帯林の持続的管理を進めるには、村人の権利を認めるだけではなく、彼ら自身が森林の持続の利用に将来的な価値を見出し、それを実践するための一定の組織的・技術的能力を共有することが不可欠なのである。

3. 村人による熱帯林の持続的管理に向けた取組

上記のような考え方を一つの背景として、1980年代より、村人による熱帯林の持続的管理を実現するための諸活動がアジア・アフリカ・南米の村々で推進されている。当初は国際機関やNGOによって主導され、1990年代以降は、政府施策として推進される事例がネパールや

の森林利用を認知する行動をとって

いれば、当該集落の人々は彼らの森林利用が認められているものと認識し、管理活動に従事する。10年前、タイ東部トラット県にある漁村でマングローブ林の管理活動支援に関わっていた時、村人たちは、マングローブ林が国有林であるにも関わらず、自分たちの森として管理計画を策定し、他所から来る違法伐採者や沿岸を荒らすトロール漁船を追い払う活動をしていた。その背景には、トラット県森林局の行政官が村人によるマングローブ資源利用の権利を尊重し、「資源が保全される限りにおいては国有林保全計画と矛盾しない」という立場を貫いていたという事実がある。

また逆に、法令上で村人の森林利用が明示的に記述されていても、森林行政当局が当該集落の森林利用を認めない場合、村人は自分たちの権利が制限されると認識し、持続的管理への関心を失うだろう。フィリピンの権利」を認めることで村の貧困世帯の生活がより困難になるという事態を招いていたのである。

2010年代に入った現在、このような政府の施策が広域レベルで熱帯林の持続的管理に貢献している事例も既に報告されている。ネパールでは1万7000を超える住民組織が結成され、同国の森林の3割以上が彼らの下で管理されている。メキシコでは7割²の森林が住民組織によって管理されている。ただ、このような広域レベルでの貢献に関する実証事例はまだ多くはない。個々の集落レベルでの成功は既に述べたように世界的な傾向として観察されているが、それが国家レベル・世界レベルでの熱帯林の持続的管理に結びついているのかという問いに対しては、まだ必ずしも答が出ているわけではない。

4. 森林を巡る認識変化の中で

1980年代に熱帯林の減少問題が世界的な注目を浴びた際、熱帯林の重要性として、国家経済、生物多様性保全、集落住民の生計といった個々の分野への貢献が各分野の専門家・関係者によって主張されてきた。

ンは1980年代より森林行政が法令で村人の資源利用を一部認めていた国であり、90年代には商業伐採をも認める法令を公布している。しかし、大臣の一声によって村人による木材伐採事業が停止させられることが何度か発生し、その度に村人は一時的に所得を失う羽目に陥った。1990年代後半から2000年代前半にかけて何度か調査で訪れたミندگانオ島東ダバオ州の山間部の村では、法令に従って持続的な木材伐採事業を行っていた村人の間で、国が勝手に伐採事業を停止させるならば我々も勝手に伐採しようじゃないかという声が強くなることもあった。

だが、「村人の権利」を単に認めるだけでは熱帯林の持続的管理にはつながらない。集落にある森林地を農地や農園に転換しようという意向をもつ集落や、森林利用のルールをもたない集落に対して森林利用の権利を認めても、彼らはその権利を用いて森林を伐開または劣化させる可

しかし現在では、熱帯林の持つ多面的要素はすべて重要であるという基本的認識がほとんどの関係者によって共有されていると言つてよい。気候変動の文脈においても、セーフガード（生物多様性保全、住民生計等への影響を及ぼさないための予防措置）への配慮なき炭素蓄積事業では関係者の理解を得ることはできない。

このような状況の下、森林の持続的管理に将来的な価値を見出す村人に森林を利用する権利を認め、彼らが持続的な森林管理を実践するための組織的・技術的能力を高めていくという考え方はもはや必然であると言える。だが、実際にこうした取組を成功裏に導くことは、ネパールの事例からもわかる通り容易ではない。国や地域、集落毎に状況も極めて多様である。しかしながら、過去二十数年の試行錯誤から既に有益な知見が多々生み出されていることから、今後はそれらを踏まえてより戦略的に思考し、国家レベル・世界レベルでの熱帯林の持続的管理につながるような取組としていくことが求められるよう。

（注）本稿はすべて個人の見解であり、筆者が所属する組織の見解ではないことを注記しておきたい。



子供たちも参加するマングローブの植林

し、少しの雨でも土砂を含んだ水が濁流となって海に流れ込む。そこで、流域から沿岸部までの統合的管理が重要であることから、下流部でのマングローブ植林と同時に、新たに上流部で水源涵養林の育成に取り組むこととなった。

こうして上流部での植林が活動に加わることによって、環境のつながり（森里海連環）が意識され、これまでも継続されてきた沿岸部での植林への意欲も増すとともに、ごみ問題への意識も高まった。上流部の活動では、ミミズを使って苗床の土壌と有機肥料づくりを行い、その苗床で地域の小学生たちが育てた苗木を用いて植林を行っている。

3. 参加型環境プログラムの開発

1990年代以前には、住民はマングローブ生態系の脆弱性や持続可能な資源利用について情報を得る機会もなく、マングローブ林から過度の収奪をしてきた。現在でも、生計改善の機会が少なく貧困からなかなか抜け出せないために、一部の住民はやむなく環境に優しくない利用方法に走ってしまう実態がある。

しかし、こうした状況を改め、資源の質を高めて長期的利益を得られる利用の仕方へ転換しようという自発的な動きも出てきて、すでにいくつかの住民ボランティア組織が結成されている。

イカオ・アコの植林活動は、地域住民・行政・小学校との協働で行われている。そこに日本からの専門家や市民ボランティアが加わって共に力を合わせて取り組むことで、植林本数の増大などプロジェクトにより大きな成果もたらされている。

植林事業のほか、主に小学生を対象とした環境教育にも取り組んでおり、一定の効果を上げつつある。さらに、エコツーリズム施設建設、奨学金制度の設立、イベントの実施、

り水位が変化する地域）で、マングローブは成育する。

イカオ・アコ（事務局・愛知県知多郡）の活動対象地域であるフィリピン・ネグロス島（同国4番目に大きい島）は、かつて島の大部分が森林で覆われた緑豊かな地であった。しかし、過剰な木材収穫、農地への転用、都市化の影響などから森林は急激に減少し、1996年調査では森林率4%にまで落ち込んだ。近年、行政は森林保護地域を設定し、山間部で植林事業を進めつつある。

海岸部では、1950年代調査で1万3000本あったマングローブ林が、現在はわずか500本ほどしか残存していない（そのほとんどが現在、保護地域に指定されている）。マングローブ林はかつて、日本の里山と同じように、森林再生の速度を超えない範囲で適量を収穫する持続可能な利用が行われていた。しかし、近年、木材・薪炭の需要増大や養殖池への転換などの理由から乱伐され、激減した。

潮間帯に生育するマングローブ林は、水生動物の産卵や揺籃の場所として重要であり、今日の近海漁業の不振の原因のひとつ



カフェに納品する野菜・果物と村人たち

私たちの作ったお野菜、くだもの、召しあがれ
~ IKAWAKO Natural Food Café 大作戦 ~

また、最近開始したプロジェクトに、「イカオ・アコ ナチュラルフード・カフェ Midori」の運営がある。農山村住民の生

活向上を目的に、都市の中心部のカフェで、村で栽培した作物を用いた軽食や土産物を村人が従業員となって販売するコミュニティ・ビジネスである。

このようにイカオ・アコは、地域の環境保全と住民の生活向上を目指し、現地のニーズに応じたユニークな参加型環境プログラムの開発に努めている。

文||後藤順久(特定非営利活動法人イカオ・アコ 理事長)

☆プロジェクト追跡☆

フィリピン・ネグロス島で森林再生事業

(特活) イカオ・アコ

海の森づくりから山の森づくりまで



夕陽を受けるヒルギ科のマングローブ

1. マングローブの生態とネグロス島の状況

マングローブは、熱帯や亜熱帯の沿岸地域に生育している森林である。その生態は陸の森林とはかなり違っている。陸の植物は塩分に弱いですが、マングローブは塩分を含む海水で育つ。塩分を根で濾過する種類、塩分を葉の塩類腺から蒸散させる種類、塩分を特定の葉に蓄積して一定量以上になるとこの葉を落葉させる種類などがある。海岸線や河口域の「汽水域」（陸水と海水が混じり合う場所）や、「潮間帯」（海水の干満によ

り水位が変化する地域）で、マングローブは成育する。

イカオ・アコ（事務局・愛知県知多郡）の活動対象地域であるフィリピン・ネグロス島（同国4番目に大きい島）は、かつて島の大部分が森林で覆われた緑豊かな地であった。しかし、過剰な木材収穫、農地への転用、都市化の影響などから森林は急激に減少し、1996年調査では森林率4%にまで落ち込んだ。近年、行政は森林保護地域を設定し、山間部で植林事業を進めつつある。

海岸部では、1950年代調査で1万3000本あったマングローブ林が、現在はわずか500本ほどしか残存していない（そのほとんどが現在、保護地域に指定されている）。マングローブ林はかつて、日本の里山と同じように、森林再生の速度を超えない範囲で適量を収穫する持続可能な利用が行われていた。しかし、近年、木材・薪炭の需要増大や養殖池への転換などの理由から乱伐され、激減した。

潮間帯に生育するマングローブ林は、水生動物の産卵や揺籃の場所として重要であり、今日の近海漁業の不振の原因のひとつ

つにはマングローブ林減少があるとされる。

2. マングローブの植林から森里海連環へ

イカオ・アコは、西ネグロス州で1997年にマングローブ植林を開始し、2012年度末までに20サイト以上で約100万本を植えてきた。最近3年間の活動では、海外緑化協力事業により、カバンカラ下流部で5本の土地に5万本のヒルギダマシを植林することができた。この地域の住民は収入を漁業に依存しているため、魚付き林としてのマングローブの再生に意欲的である。住民たちによって植林後の管理が継続的に行われており、そうした努力から活着率は50%以上で、順調に育っている。

イカオ・アコはこれまで沿岸部の森林保全を中心に取り組んできた。しかし、海と森は河川でつながっており、上流部の水源涵養林の保全も同時に行っていく必要があるという問題意識が高まってきた。大量伐採（海外企業も大きく関与した）や過剰な薪炭材採取で上流部の森林は荒廃しており、そのため山崩れも頻発



途上国森づくり委員会を開催

途上国森づくり委員会を7月5日に開催し、本委員会が担当する3事業「海外森林保全参加支援事業」、「貧困削減のための森づくり支援事業」、「開発地植生回復支援事業」それぞれについての前年度事業結果の報告、今年度実施計画案の説明を基に、事業の実施方針・内容及び各事業間の連携について検討を行いました。

途上国森づくり委員会・海外森林保全参加支援部会を開催

途上国森づくり事業の海外森林保全参加支援活動に係る部会を7月30日に開催しました。前年度事業結果の報告、今年度実施計画案の説明を基に、事業の実施方針・内容について具体的な検討を行いました。

途上国森づくり委員会・開発地植生回復支援部会を開催

平成25年度マラウイ国別研修「住民参加型森林管理計画」コースの実施

JICAによるマラウイ国別研修「住民参加型森林管理計画」コースの研修受託機関として、カリキュラムの作成、講師の派遣ほか研修の運営管理等を実施しました。研修は7月8日から8月11日まで、マラウイ共和国からの研修生10名（森林局、水道局、大学講師など）を対象に、ザラニヤマ森林保護区の森林管理計画の策定を最終目標として、これに必要となる幅広い分野について講義・実習を行いました。研修の最終成果として、ザラニヤマ森林保護区のゾーニングプランの作成及び森林管理

途上国森づくり事業のうち、開発地植生回復支援事業は、鉱物の採掘等によって荒廃した土地周辺の植生を回復するための技術指針を作成し普及する事業です。
本年度第一回部会を8月1日に開催し、森林回復技術開発モデル林の造成状況や土壌pH等の調査結果について報告し、今年度の調査計画案の検討を行いました。

平成25年度林業NGO等活動支援事業の助成対象を決定

熱帯林の保全造成などを行っている林業NGOを対象に当センターが実施する本年度の助成について、7月30日に審査委員会を開催して検討した結果、次の8件の事業への助成を決定しました。

「緑化プロジェクト形成調査」

NGOが熱帯林造成等のプロジェクトを形成するために必要な調査費用を助成するものです。

特定非営利活動法人 アジア植林友好協会

ラオス人民民主共和国における製炭用原料木植林事業への事前調査（ラオス）

計画策定に伴う課題の抽出を行いました。なお、研修評価会にはマラウイ共和国駐日大使も臨席しました。

途上国森づくり事業・貧困削減のための森づくり支援部会を開催

途上国森づくり事業のうち、貧困削減のための森づくり支援事業は、東アフリカ3カ国において、森づくり活動を通じて地域住民の貧困削減に貢献することを目的に、そのためのガイドラインの作成等に取り組んでいます。本事業に係る本年度第一回部会を8月30日に開催し、今年度の事業実施計画内容やガイドラインの取りまとめ方向について検討を行

特定非営利活動法人 イカオ・アコ 住民参加型による上流部森林再生と野菜栽培による生計向上のプロジェクト形成調査（フィリピン）

公益財団法人 オイスカ
タイ国北部チェンライ県、少数民族による森林再生プロジェクト形成調査（タイ）

特定非営利活動法人 グリーンフォーラム ラオス人民民主共和国、ホアパン県における保護樹種の植生調査（ラオス）

一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン

既存プロジェクトの経験を活かしたフィリピン・キリノ州におけるREDD+事業の設計（フィリピン）
特定非営利活動法人 世界の砂漠を緑で包む会
エチオピア・リフトバレーにおける在来種植林による里山林の復元プロジェクト形成調査（エチオピア）

緑のサヘル

ブルキナファソ中部地域における植生回復プロジェクト形成調査（ブルキナファソ）

特定非営利活動法人 野生生物を調査研究する会

東部アマゾンパラ州におけるアグロフォレストリー植林可能性調査（ブラジル）

いました。

「海外の森林と林業」編集委員会を開催

「海外の森林と林業」編集委員会を8月2日に開催し、次号88号の掲載原稿の最終検討と確定、及び次々号89号の構成と募集原稿の検討を行いました。

森林・水環境のための実証活動支援事業第二回委員会を開催

森林・水環境保全のための実証活動支援事業の第二回委員会を8月19日に開催しました。本事業は本年度が最終年度に当たり、5年間の調査成果集を基に作成するガイドラインについて、その構成や内容等の調整・検討を行いました。

★表紙写真の解説

乾燥・半乾燥地帯の燃料供給体制が未整備な地域において、薪炭材は住民が生活を営む上で重要な燃料源である。特にアカシア類はその多くが優良な薪炭材となるため、住民は好んで伐採する傾向がある。しかしながらアカシア類の多くは萌芽能力が低く、また生長も遅いことから、年々資源量が減少している。成長の遅さは資源回復のための植林推進のネックともなっている。

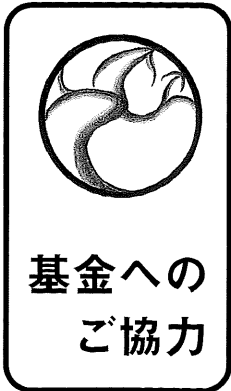
「国際会議参加」
（本年度は該当なし）
「カウンターパート受入研修」
（本年度は該当なし）

JICA 集団研修の最終成果発表会の開催

当センターではJICAから集団研修「国家森林モニタリングシステム（NFMS）」整備のための人材育成」コースを受託し、その最終成果発表会を7月5日に一般公開にて開催しました。研修生11名は、2カ月間の研修成果を「自国の状況に基づくNFMS構築のためのアクションプラン」という題目で発表し、一般参加のJICA関係者、政府、研究者、民間コンサルタント等を交え、REDDプラスを實施していくためのNFMSの現状や課題等について活発な議論を交わしました。



成果発表会の様子



- 熱帯地域の森林造成に役立ててほしいと、次のご寄付をいただきました。
- ◆キークーヒー（株）を通じた個人8名様より4000円
 - ◆リンベル（株）を通じた個人23名様より11万870円
 - ◆（一財）ベターリビング様より725万円
 - ◆（株）竹尾様より30万円
 - ◆ユービーアール（株）様より100万円
 - ◆蛇川政彦様、ほか2名様より11万7000円

その中で、写真の *Acacia polyacantha* は比較的成長が早く、薪炭原木の他、材木、飼料木、蜜源としても有用であり、樹液はキャンデーの材料としても活用される。容姿が秀麗なため修景木として用いられることもある。植林活動にもっと積極的に活用されてよい樹木であり、萌芽更新や頭木林施業 (rollanding) が可能とする文献も見られることから、それらの可能性も含めた施業方法の体系化が待たれる。

REDDプラス セーフガード 国際ワークショップ

2013年10月7日
於：海運クラブ 2階ホール

国際緑化推進センターでは、来る10月7日（月）に東京・千代田区海運クラブにおいて、REDDプラスセーフガード国際ワークショップ（主催：林野庁／運営：森林保全セーフガード確立事業コンソーシアム）を開催します。

REDDプラスの実施にあたっては、生物多様性や地域住民の生活に配慮すること等が求められており、セーフガードと呼ばれています。今回のワークショップでは、このセーフガードに関する幅広い理解と認識の共有を目的に、その取組事例の報告や評価手法等に関する検討状況の紹介を行います。詳細は当センターホームページをご覧ください。多数のご参加をお待ちしています。

国際緑化推進センター
<http://www.jifpro.or.jp/>

国際緑化推進にご参加ください

第23巻第3号（年3回発行）

平成25年9月30日発行

編集／緑の地球編集委員会

発行／公益財団法人国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12

林友ビル3階

電話 03(5689)3450 FAX 03(5689)3360

かけがえのない地球を「緑豊かな地球」として未来に引き継いでいく——国際緑化推進センターの活動に積極的にご参加ください。

◎年会費

- ・個人会員：1口 10,000円
- ・団体会員（法人・法人以外の団体・地方公共団体）：1口 100,000円

◎会員へのサービス

当センターが発行する出版物をはじめ国際森林・林業協力で役立つ情報の提供、また海外緑化活動に関する相談などに応じます。

◎入会のお申込み先

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
公益財団法人 国際緑化推進センター
電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360
E-mail：jifpro@jifpro.or.jp

◎会費お振込み先

三菱東京UFJ銀行 春日町支店／普通口座 0496575
＜口座名＞ 国際緑化推進センター

地球上の森林は、熱帯林を中心として毎年約1300万^{ヘクタール}減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に求められています。

公益財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受できるようにしていくことは、今に生きる私たちみんなの務め」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のために次のような事業に取り組んでいます。

- 国際森林・林業協力を担う人材の養成・確保
- NGOなど民間団体が行う国際森林・林業協力活動に対する支援
- 森林の保全・造成・修復に役立てる調査や研究開発
- 熱帯途上国での森林の保全・造成
- 国際森林・林業協력에必要な情報の収集・提供
- 国際緑化活動に関する普及・啓発

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民の皆様、民間団体、企業などのご協力をお願いしています。



公益財団法人

国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル3階

電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360 E-mail：jifpro@jifpro.or.jp URL：http://www.jifpro.or.jp/